

議案第12号

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会の設置に伴い、委員報酬を定めるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項の次に次のように加える。

19	学校運営協議会	会長、委員	日額	1,500円
----	---------	-------	----	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第12号）

木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表（第2条関係）

職名		支給区分	報酬の額
1～17	（略）	（略）	（略）
18	木津川市介護認定審査会 会長、 委員	日額	13,900円
19	学校運営協議会 会長、 委員	日額	1,500円
20～22	（略）	（略）	（略）

（旧）

本則（略）

別表（第2条関係）

職名		支給区分	報酬の額
1～17	（略）	（略）	（略）
18	木津川市介護認定審査会 会長、 委員	日額	13,900円
19～21	（略）	（略）	（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第12号 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
担 当 課	学校教育課 教育総務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に基づき学校運営協議会を設置するに当たり、委員の身分が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職に該当することから、その報酬について定めるため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、改正案を策定 ・政策会議(令和3年2月8日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	2 教育
	施 策	① 教育環境 ア. 子どもの教育環境の充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和3 年度以降) 令和3年度 90千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	地域住民が学校運営に積極的に関わることを通じ、社会総がかりで子どもを育てる意識を醸成し、学校運営の改善や青少年の健全育成を図ります。	